

働き方改革は進んでいますか？

令和5年4月1日から改正労基法の適用猶予が

順次廃止されます

建設現場も働き方改革@静岡

Point 1

建設業においても時間外労働の上限について

一般則が適用されます（罰則付き）

2019（平成31）年4月1日に施行された改正労働基準法が5年の猶予を経て、
2024(令和6年) 4月1日から建設事業にも一般則が適用されます。

	～2024（令和6）年3月31日	2024（令和6）年4月1日～
建設事業 （この事業における交通 誘導警備の業務を含む）	上限規制は適用されない。 今ここ！ 変わります	・災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制をすべて適用。 ・災害の復旧・復興の事業の場合は、時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。

適用が猶予されていた建設業ですが
ついに上限規制が適用されます

働き方改革を推進して
時間外・休日労働の削減に
取り組みましょう！！



	協定時間の上限	実労働時間の上限
原則	1か月 45時間 （一年変形制の場合42時間）かつ 1年 360時間 （一年変形制の場合320時間） * 時間外労働のみ	絶対的上限 一般の36協定による場合であっても、特別条 項付き協定による場合 であっても、絶対に守 らなければならない実 労働時間の上限規制
例外 特別条項 付き協定 〔限度時間を 超える場合〕	当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増 加等臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合 ①1年720時間（* 時間外労働のみ） ②1月100時間未満（* 時間外労働＋休日労働） ③限度時間である月45時間（一年変形制の場合年42時間） を上回る回数は年6回まで	時間外労働+休日労働が ■ 単月で 100時間未満 ■ 2～6か月平均で 80時間以内

Point 2

時間外労働の割増賃金率が変わります

		60時間以下	60時間超
現行の割増率	大企業	25%	50%
	中小企業	25%	
改正後の割増率	大企業	25%	50%
	中小企業	25%	50%

中小企業の猶予措置が
2023（令和5）年4月1日
に廃止されます。

**60時間を超えた時間外労働に対し、
中小企業も5割以上の割増賃金を支
払わねばなりません。**

割増率不足は
法違反となります

お困りごとはございますか？ご相談は①でも②でも承ります

① 静岡働き方改革推進支援センターにご相談ください



建設現場も働き方改革@静岡

無料で専門家にご相談いただける
ワンストップ支援を目指す相談窓口があります

(厚生労働省静岡労働局委託事業)

人手不足に対応するため
にどのようにしたらよい
か教えてほしい

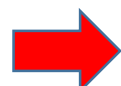
助成金を活用したいが利
用できる助成金が
わからない

労働時間を短縮したい

年次有給休暇の取得率を上
げるにはどうすればよいか



こんなお悩みはありませんか？



そのお悩み、解決できるかもしれません！

4つの取組をワンストップで支援します。
※すべての事業主の方がご利用いただけます。

取組1 長時間労働の是正

取組2 同一労働同一賃金

取組3 生産性向上による
賃金引上げ

取組4 人手不足の解消に
向けた雇用管理改善

働き方改革推進支援センターに ご相談ください

社労士などの専門家が無料で相談にのりアドバイスします。

【個別訪問によるコンサルティング】

労務管理の専門家（社会保険労務士）が訪問しコンサルティングを行います

【相談支援】電話・メール・来所での相談にお答えします

【各種セミナー】専門家によるセミナーを開催しています



静岡市葵区追手町44番地の1

静岡県産業経済会館5階

(受託者：静岡県中小企業団体中央会)

☎ 0800-2005451 (通話無料)

✉ work@siz-sba.or.jp

【受付時間】午前9時～午後5時

(土日祝・年末年始を除く)



② 各署の労働時間相談・支援班にご相談ください



建設現場も働き方改革@静岡

労働基準監督署に労働時間相談・支援班が
改正労働基準法・労務管理改善などのご説明・ご相談を賜ります

改正労基法の内容を
もっと聞きたい

☞わかりやすく丁寧にご説明します

もちろん
無料です

そもそも労働基準法には
どんなルールが定められ
ているの？

☞基本から丁寧にご説明します

労務管理上の課題を
探りたい

☞実情を伺いながら一緒に考えましょう



他社は
どう対応しているの？

☞他社の改革事例をご紹介できるかもしれ
ません

労働基準
監督署



立入調査では
ないので
法違反の是正指導
はしません

★ 最寄りの労働基準監督署まで、お気軽にご相談ください！ ★

浜松署 ☎ 053-456-8148

富士署 ☎ 0545-51-2255

磐田署 ☎ 0538-32-2205

沼津署 ☎ 055-933-5830

島田署 ☎ 0547-37-3148

三島署 ☎ 055-986-9100

静岡署 ☎ 054-252-8106

下田駐在事務所

☎ 0558-22-0649



厚生労働省

静岡労働局

労働基準監督署